

○金谷委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。ただいまから、会議を開きます。

1、令和3年第2回臨時会提出議案について、議案第1号ないし議案第8号について、理事者から説明をいただきます。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案しております議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の4ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の福祉タクシー利用等促進費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の推進及び社会参加の促進を図るため、タクシーチケットを追加交付しようとするもので、交付に係る経費として3千599万5千円を補正しようとするものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金となっております。

次に、3目老人福祉費の高齢者活動促進支援費につきましては、高齢者の活動促進を図るとともに、あわせて、新型コロナウイルスワクチン接種の推進を図るため、寿バスカードの利用者自己負担分の無償化を6月まで延長しようとするもので、延長に要する経費として3千521万7千円を補正しようとするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金となっております。

次に、5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免制度が継続されることに伴い、繰出金2千620万5千円を補正しようとするものでございます。財源は全額が一般財源となっております。

続きまして、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の10ページを御覧ください。2款6項1目の新型コロナウイルス感染症傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染した被用者等に対して支給する傷病手当金制度が延長されたことに伴い、162万円を補正しようとするものでございます。また、財源振替につきましては、先ほど一般会計で御説明いたしました国民健康保険事業特別会計繰出金の増に伴うものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の改正に係る議案でございます。議案第6号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正により、障害児通所支援サービス事業者の作成する書面等について、書面に代えて電磁的記録等により行うことを認める規定を整備するほか、所要の規定の整備を行うものでございます。施行日につきましては、電磁的記録等の利用については令和3年7月1日、その他所要の改正については公布の日からとし、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、子育て世帯生活支援特別給付金支給費でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童扶養手当受給世帯など、低所得のひとり親世帯に対し生活支援を行うため、児童1人当たり5万円を支給するもので、事務費を合わせまして3億8千798万3千円を補正しようとするものです。財源は、全額国庫支出金です。

次に、同じく3款2項1目の子どもの未来応援費です。子ども食堂や学習支援等の開催場所の衛生管理の徹底や、弁当の配付等による子どもへの食事の提供などにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、6月末までの約3か月間、1か所、1か月当たり4万円を上限に補助するため、144万円を補正しようとするものです。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対策基金からの繰入金となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○金谷委員長 新型コロナ担当部長。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 議案第1号の令和3年度旭川市一般会計補正予算の保健所所管分につきまして、御説明を申し上げたいと思います。補正予算書4ページ、一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の発熱外来体制構築費6千164万6千円でございます。こちらにつきましては、4月以降も新型コロナウイルス感染症疑いを含む発熱者が大きく減少することが見込まれない状況にあることから、市民が安心して医療を受けられるよう、当面の間、1次医療機関における発熱外来体制を昨年度に引き続き構築するため、医療機関に対する各種支援を行うものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー派遣費258万8千円であります。これは、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時等に、市内の専門家による感染症対策アドバイザーから支援を受けられる体制を構築し、迅速かつ適切に対応することで、感染の拡大防止を図るものでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症等相談窓口周知費198万2千円であります。これは、新型コロナウイルス感染症やワクチン等に係る問合せ先の周知を図るため、相談窓口等が掲載された家庭内掲示用ポスターを作成し、市内全戸に配布しようとするものでございます。

この3事業、いずれも財源が全額、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金となっております。

以上、保健所所管分の補正予算でございます。よろしくお願申し上げます。

○金谷委員長 税務部長。

○稲田税務部長 議案第3号から議案第5号までの3件につきまして、順次、御説明申し上げます。

最初に、議案第3号、旭川市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、旭川市税条例の一部改正と、旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の2条立てとしており、いずれも地方税法等の一部改正等に伴うものでございます。

初めに、旭川市税条例の一部改正のうち、個人市民税についてでございます。1点目は、国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、非課税範囲に係る扶養親族について規定を改めるものでございます。2点目は、特定一般用医薬品等の購入費用に係る医療費控除の特例の期限を5年間延長し、令和9年度まで適用するよう規定を整備するものでございます。3点目は、住宅借入金等特別税額控除につきまして、控除の期間を13年間とする特例措置が適用される住宅への入居期限を1年延長し、令和4年12月31日までに入居した者を適用できるよう規定を整備するものでございます。

次に、固定資産税に関する改正といたしまして、3年に一度の評価替えに合わせて、現行の土地に関する負担調整措置を3年間延長し、令和5年度までとすることに加えまして、コロナ禍における納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、その課税標準額が前年度を上回る土地につきまして、前年度と同額に据え置くこととするよう規定を整備するものでございます。

次に、軽自動車税についてですが、1点目は、環境性能割の税率を1%軽減する現行の臨時的軽減措置につきまして、適用期限を9月間延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするよう規定を整備するものでございます。2点目は、令和4年度及び令和5年度における種別割のグリーン化特例につきまして、その対象に自家用の乗用車を除いた電気自動車等及び一定の基準を満たした営業用の乗用車を加えるよう規定を整備するものでございます。また、その他所要の関連規定を整備することとしています。

次に、令和2年改正条例の一部改正についてであります。法人市民税におきまして、当初の外国税額控除に変動が生じた場合の取扱いについて改正がありましたことから、規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第4号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第3号と同じく、地方税法の一部改正に伴い所要の関連規定の整備を行おうとするものでございます。

最後に、議案第5号、旭川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、審査の申出、取下げ等の手続において、提出者に求めている押印等の規定を改めるものでありまして、行政不服審査法や国税における取扱いに準じ、これらの手続の際の押印等を廃止するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 議案第7号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定及び議案第8号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、一括して御説明させていただきます。

初めに、議案第7号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等における保険料の減免申請の特例につきまして、現行の納付期限にかかわらず、令和3年3月31日までの間、申請できるよう定めておりますが、これを令和4年3月31日まで継続しようとするものでございます。なお、後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合において所要の手続が行われております。

次に、議案第8号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。1

点目といたしまして、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料を決定する際の基準所得金額のうち、第7段階から第9段階のそれぞれの境目となる金額を変更するため、規定の整備を行うものでございます。2点目として、議案第7号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等における保険料の減免申請の特例を、令和4年3月31日まで継続しようとするものでございます。施行日につきましては、いずれの条例につきましても公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 ここで、委員の皆様から何か御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、ここまでの議題に関わり出席をしている理事者につきましては、退席いただいで結構でございます。

2、報告事項について、理事者から報告をいただきます。

市民生活部長。

○林市民生活部長 町内会活動等への参加に関する職員アンケート調査につきましては、昨今における町内会加入率の低下に加え、地域住民の皆様から、役員の担い手確保に苦慮する声、あるいは市職員に地域で活躍してほしいと期待する声が多く寄せられている現状を踏まえ、行政として今後進めていくべき取組を検討する上での基礎データとして、市職員の町内会に対する意識や加入状況、町内会での活動状況などを把握することを目的に実施したものであります。

この調査は、これまで平成19年度、24年度、29年度と5年間隔で行ってまいりましたが、前回29年度調査での回答率が低調であったことを踏まえ、今回は、従来の間隔よりも早期に以後の実態を把握することとし、前回調査から3年目に当たる令和2年度に実施いたしました。このたび、その結果を集約しましたので、概要をお手元のアンケート調査結果（概要版）として御報告申し上げます。

調査は、令和2年9月下旬から10月末日までを回答期間として、最終的に得られた回答数は2千689件、回答率は89.9%となりました。まず、職員の町内会加入状況ですが、加入率は77.4%で、前回、平成29年度の調査時に比べ1.3ポイントの減となりました。加入している職員の町内会での活動状況については、その半数以上、お手元の資料では、会費のみ負担しているといったもの以外ですけれども、役員としての活動や行事の運営への従事、行事への参加など、自主的な町内会活動を行っております。また、町内会活動に対する意識も、回答があった職員の6割以上が参加自体には積極的な考えであることを確認いたしました。一方で、町内会に加入していない職員の約4割が、その理由として、町内会からの案内や説明がない、または不十分であるからというふうに回答しております。また、職員の住居形態と町内会加入率の関係性に注目いたしますと、戸建ての持家に住む職員と賃貸マンション、アパートに住む職員とでは、加入率に大きな差があることも前回調査時と同様に把握したところであります。

町内会への加入や活動への参加は、個人の任意ということになりますけれども、第8次総合計画で掲げる地域主体のまちづくりを意識しながら市の業務を遂行していくためには、町内会や市民委員会などの協力を得ることが必要不可欠であることも踏まえ、今後も、職員研修や庁内広報を通じ

たPR、加入を希望する職員への町内会の連絡先情報の提供など、町内会活動に対する職員の意識向上を図る取組を継続してまいりたいというふうに考えております。なお、この調査結果につきましては、今後、詳細な集約結果をホームページ等で公表する予定であることを申し添え、御報告とさせていただきます。

引き続きまして、地区センターの臨時休館について御報告いたします。令和3年4月5日、旭川市新旭川地区センターを臨時的に休館することといたしましたので、ここに御報告をさせていただきます。

休館に至った経過でございますけれども、4月5日に当センターの利用者に新型コロナウイルス陽性者が確認されまして、これに伴い、保健所から、当センター職員3名が濃厚接触者と認定されたため、市と当センターの指定管理者が協議いたしまして、施設運営の人員が確保できないこと、またPCR検査の結果が陰性であったとしても、経過観察期間は他の人との接触を避けなければならないこと、こういったことから、臨時的に休館することとしたものであります。休館の期間は、4月5日午後から4月16日までとし、この間の予約をしている団体等、約100件ですけれども、こちらには個別に電話で休館となる旨をお伝えするとともに、施設入り口に周知文を掲示し、また、市ホームページにおいても周知しております。

市民生活部所管の集会施設につきましては、これまでも利用者用消毒液の設置、換気、施設内の定期的な消毒を行うほか、施設利用者に対して3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、体調不良の場合は入館を控えていただくこと、また、利用団体、イベント主催者に対しましては、参加者の氏名、連絡先等を把握していただくようお願いしているところでございますけれども、今後も、施設における感染症対策の徹底、職員の健康状況の確認を行うとともに、利用者への感染症対策の協力要請を徹底してまいりたいと考えております。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 第4次旭川市障がい者計画及び第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画の策定について、御報告申し上げます。

初めに、両計画の関係性ではありますが、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間といたします第4次旭川市障がい者計画につきましては、障害者基本法に基づくもので、本市の状況等を踏まえた障害者施策に関する基本的な計画となっております。一方、令和3年度から令和5年度までの3年間を実施期間といたします第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、及び児童福祉法に基づくもので、本市の障害福祉サービスの提供体制の在り方を定めるとともに、第4次旭川市障がい者計画で定める、主に生活支援の施策に関する取組を具体的に示す位置づけとなっております。策定に当たりましては、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の障害者計画等策定部会において審議いただいたほか、市民、障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査や、障害者団体との意見交換を実施いたしました。また、両計画素案に対する意見提出手続を令和2年12月21日から令和3年1月26日まで実施し、第4次旭川市障がい者計画に対するものとして、出産を控えた妊婦への支援や、就学に備えた支援など、個人8名及び1団体から延べ31件の御意見があり、第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画に対するものとしては、児童発達支援センターが行政や関係機関と緊密に連携し、地域における支援体制の充実を図れるような方

策を示すべきなど、個人11名及び2団体から延べ16件の御意見が寄せられ、これらの意見を踏まえ修正を行ったところでございます。

次に、第4次旭川市障がい者計画の内容について御説明いたします。資料の6ページを御覧ください。

本計画は、基本理念を「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」とし、4つの目標として、お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進、その人らしく暮らすための支援体制の充実、いきいきと暮らすための自立と活躍の促進、安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現を掲げ、それらを推進するために、施策の区分及び施策の方向を整理しております。今回の計画においては、施策の区分に、重点施策として「理解」を新設し、障害のある人への理解の促進を明記するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や災害対策について関連項目に盛り込み、昨今の状況に応じた障害者の施策の推進を図ることといたしました。

続きまして、第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画の内容でございます。こちらは資料の20ページを御覧ください。

本計画の主な内容ですが、国が示す基本指針に基づき、第3章において、障害者の自立支援の観点から、課題解決が求められる施設入所者の地域生活への移行をはじめとした7項目の成果目標を掲げ、第4章から第6章、資料では30ページから60ページまでにおいて、個々の福祉サービスの見込み量を示す活動指標を設定するとともに、成果目標の達成に向けた今後の取組を示しております。また、第7章、資料では61ページから64ページまでにおいては、本市が独自に取り組むべき内容として、障害者福祉施設等整備方針をはじめとした4項目を目標として掲げております。

今回の計画においては、国が示す基本指針や旭川市障がい者計画の改定内容を踏まえ、第3章の成果目標に、相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質の向上を新設するとともに、第7章に、新型コロナウイルス感染症や災害対策に関する取組を明記したところであります。

両計画の推進に当たりましては、行政だけではなく、当事者、地域、学校、団体、事業所等がそれぞれの役割を果たしていくことが重要でありますことから、緊密に連携し、協力しながら、一体となって各種取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御報告とさせていただきます。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価、及び第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につきまして、順次、御報告申し上げます。

初めに、旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）についてであります。昨年度、中間評価を実施し、本年3月31日付で計画の見直しを行ったところでございます。本計画は、計画期間を平成29年度から令和5年度までの7年間としているため、昨年度は中間年となることから、これまでの取組の進捗と、改めて本市の健康課題を分析し、令和5年度の各目標の達成に向けて計画を見直しました。本計画の策定に当たりましては、国民健康保険運営協議会に意見を求めたほか、令和2年10月27日開催の本常任委員会において御説明いたしましたとおり、素案をお示しし、パブリックコメントを10月13日から11月13日まで実施しております。

この素案に対する意見提出手続の結果につきましては、お手元に配付させていただいておりますが、特定健康診査の受診率向上に関する御意見を団体から1件、中間評価の趣旨におおむね賛同する御意見を個人から2件いただき、これらいただいた御意見を参考に、修正案を庁内の検討会議等で協議し、計画の見直しを行ったものでございます。

次に、中間評価を踏まえ見直しを行った主な点について御説明申し上げます。お配りしている資料の39ページをお開きください。

本計画は、国民健康保険被保険者の方の健康寿命の延伸と医療費、介護費の伸びの抑制を目的としており、当初の計画では、左側の5つの健康課題を設定しておりましたが、今後の3年間でより効果的かつ効率的に取組を進めるため、健診、医療、介護、死亡といった健康状態ごとに課題を再整理いたしました。本市の主な健康課題といたしまして、特定健診受診率が低いこと、健診を受け、異常が発見されても受診につながっていない人がいること、人工透析患者数が増加していること、介護認定を受けた方の8割が高血圧、6割が糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病があることなどを掲げているところでございます。

次に、40ページを御覧ください。ここでは、取組の目標を定めておりますが、メタボリックシンドローム該当者と予備軍の割合が増加していることを踏まえ、短期目標を追加しております。

続きまして、41ページと42ページを御覧ください。従前は、目標ごとの指標の取組結果と方向性のみでしたが、新たに、本計画の最終年となる令和5年度の目標を定めたところであり、また、43ページから45ページに記載のとおり、健康課題解決に向けた具体的な保健事業として、10項目の事業を推進していくこととしております。今後、健康寿命の延伸等を目的に、本計画に基づきまして、効果的かつ効率的な保健事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につきまして、御報告申し上げます。

令和3年度から令和5年度までの3年間を実施期間といたします第8期計画につきましては、さきの第1回定例会におきまして、介護保険料等を定める介護保険条例の議決をいただき、その後、令和3年3月31日に本計画を決定したところでございます。この計画の策定に当たりましては、65歳以上の市民の方や介護されている御家族、介護サービス事業者等を対象としたアンケート調査を実施し、市内の高齢者を取り巻く状況について実態把握を行ったほか、旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、学識経験者や関係団体の代表、公募委員の皆様から御意見をいただくとともに、昨年12月21日から本年1月26日まで、計画素案に対するパブリックコメントを実施したところであり、その結果につきましては、2月の本常任委員会において御報告させていただいたところでございます。

次に、本計画における基本目標や、これに基づく重点施策についてであります。計画書の48ページ、49ページを御覧ください。さきの本常任委員会での御報告と重複する部分はあろうかと思いますが、第8期計画におきましては、基本理念として「市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすことができるまちづくり」を掲げるとともに、5つの基本目標を設定し、49ページに記載しております6つの重点施策、1つ目として介護人材確保の推進、2つ目として介護給付の適正化、3つ目として認知症施策の推進、4つ目として介護予防・重度化防止の推進、5つ目として地域支え合い活動の推進、6つ目と

して在宅医療・介護連携の推進を含む22の施策に取り組みながら、高齢者の方々が安心、安全に暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進に取り組んでまいります。

以上、旭川市国民健康保険保健事業実施計画及び第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する御報告とさせていただきます。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針（素案）に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告申し上げます。

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針の策定に当たりましては、昨年7月から有識者懇談会において検討を進め、その経過を1月の本常任委員会において御報告させていただきました。その後、子ども・子育て審議会の専門部会における調査、審議等を経て、整理いたしました基本方針（素案）につきましては、3月の本常任委員会において御報告させていただいたところであります。

この基本方針は、本市の児童虐待防止対策に関わる基本理念を「虐待から子どもの生命と権利を守るため、地域全体で子どもの未来を支える総合的な子ども家庭支援体制を構築し、安心して子育てができるまちを目指します」とし、この基本理念の実現を目指して、3つの基本的方向性と7つの基本方針を整理したところであります。また、基本方針の実現に向けましては、14項目の取組の推進を図ることとしております。あわせて、市立の児童相談所の設置をした場合、期待される支援と役割、それから市立児童相談所を設置するに当たっての課題等も整理をしているところでございます。

この基本方針の素案に対し、広く市民の意見をいただくため、4月15日から5月17日までの期間、意見提出手続を実施いたします。今回、配付させていただいております資料を市のホームページに掲載するとともに、子ども総合相談センター、市政情報コーナー、各支所及び公民館等で配布するほか、関係機関との意見交換も行うなど、丁寧な市民意見の聴取に努めてまいります。

今後の予定であります、意見提出手続でお寄せいただいた御意見等を踏まえまして、5月中の策定を目指してまいります。

報告は以上です。

○金谷委員長 新型コロナ担当部長。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 本市におきまして、新型コロナウイルス感染症に関わる変異株疑いが確認されましたので、御報告を申し上げたいと思います。

本年3月31日に本市として初めて、新型コロナウイルス感染症に係る変異株疑いが確認されました。その後、変異株感染者の濃厚接触者の感染も確認され、市保健所における検査で変異株疑いとなり、昨日の段階で、検査数36件に対しまして合計2名の変異株疑いの感染者の発生が確認されておりますとともに、関連の1名についても、PCR検査のCt値の関係で検査不能でありましたが、感染経路から申し上げて変異株を疑っているところでございます。なお、今申し上げた本市1例目の変異株疑いにつきましては、変異株と確定いたしておりますとともに、英国株であることが判明しております。また、現在のところ、変異株疑いにおけるクラスター等は発生していないところでありますけれども、この季節というか、この時期は、人の移動が多い季節でありますことか

ら、市保健所として変異株疑いの感染の拡大を懸念しているところでございます。

変異株疑いへの市保健所としての対応でございますが、1つ目として、感染力が強いという可能性がありますことから、変異株疑いへの感染が確認された場合については、通常株よりも幅広く検査対象者を特定していくということ、2つ目といたしまして、初発の変異株疑い検体につきましては、当初は北海道衛生研究所を通じて国立感染症研究所に送付し、ゲノム解析を行い、検査の確定と由来の特定を行うこととしておりましたが、現在、北海道衛生研究所でも由来も含めて確定できるようになったことから、疑いの検体を早急に同所に送付するというところを行っております。3つ目でございます。変異株疑いの発生当初は、コロナ専用病床に余裕がございましたので、変異株疑いの感染者については、まずは全て入院扱いといたしまして、これまで通常株と病院を分けて入院調整を行ってまいりました。現在、高齢者を中心としたクラスターが頻発している状況にございまして、コロナ専用病床の稼働率も著しく上昇していること、また、令和3年3月31日に、厚生労働省の事務連絡によりまして、英国株については通常株と隔離せず、同様の入院処置や丁寧な健康観察ができる宿泊療養施設の入所について問題ないという見解が示されましたことから、本日からそのような対応を行うこととしております。

以上の3点を保健所として対応しているところでありますが、今後も引き続き、本市におけます変異株の存在の有無を監視することを目的とし、保健所で新型コロナウイルスへの感染が確認された検体を検査する抽出検査を行うとともに、1次医療機関等で感染が確認されたものについては、必要に応じて、改めて検体採取を行い、変異株の検査を行うこととしてございます。

以上、変異株への市保健所の対応につきまして、御報告申し上げます。

○金谷委員長　ここで、委員の皆様から御発言は何かございますか。

（「なし」の声あり）

○金谷委員長　特になければ、以上をもちまして、本日の民生常任委員会を散会とさせていただきます。

散会　午前10時40分